

# 社会福祉法人わかば会 役員規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば会の役員を選任、就任、退任、サービスの取り扱い及び報酬、その他役員に関する基本的事項について定めたものである。

2 ここに定める以外の事項は、関係法令、定款、理事会の決定に従うものとする。

### (役員の変義)

第2条 役員とは評議員会で選任された、理事及び監事をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、法人の理事、監事に適用する。

### (役員の種類)

第4条 役員は以下の各号に定めるとおりとする。

- ① 理事長
- ② 理事
- ③ 監事

## 第2章 選任・就任

### (役員の変任)

第5条 役員の変任は、理事及び監事については、理事会の決議によるものとする。

2 役員に就任することを承諾した場合は、就任承諾書他必要な書類を提出しなければならない。

### (職員が役員に就任する場合)

第6条 職員が使用人役員に就任する場合は、就業規則による定年までは職員の身分のままとする。

### (理事長等の選任)

第7条 理事会は、理事の中から理事長を選任しなければならない。

## 第3章 退任

### (役員の変任)

第8条 役員の変任は任期満了・辞任・解任、資格喪失による。

(任期満了)

第9条 役員はその任期が満了したときに資格を失う。ただし、定款・法令に別の定めのあるときはこの限りではない。

(辞任)

第10条 役員が辞任する場合は、原則として2ヵ月前までに理事長に届け出るものとする。

(解任)

第11条 役員の解任は理事会の決議によって、これを行う。

(資格喪失)

第12条 役員に社会福祉法第36条第4項に定める欠格事由が生じた場合には、役員の資格を失うものとする。

#### 第4章 服務

(心得)

第13条 役員は業務の執行にあたって、以下の各号の定める事項を遵守しなければならない。

- ① コンプライアンス（いわゆる法令遵守）の徹底、またそのことに関する高い意識を持ち、所管業務を遂行すること。
- ② 企業倫理、社会貢献など法人の信頼、ブランド力の維持向上に必要な職員への指導、助言等又自ら必要な取り組みに努めること。
- ③ 定款、運営施設組織規程その他法人の定める規則等に従って、所管業務を遂行すること
- ④ 法人理念及び経営方針並びに理事長の指示に基づいて業務を計画的に処理すること。

(禁止事項)

第14条 役員は以下の各号に定める行為をしてはならない。

- ① 法人の承諾を得ないで、他の法人や企業の役員または使用人になること。
- ② 法人の承諾を得ないで、事業経営または内職をすること。
- ③ 職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供応を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること。
- ④ 職務上の地位を利用して他役員、職員に法令等に違反する行為の指示、命令、教唆または強要すること。
- ⑤ 職務上の地位を利用して他役員、職員に法令等に違反する行為を行うことの許可、承諾または黙認をすること。
- ⑥ 法人及び経営施設の機密を漏らし、または法人及び経営施設の不名誉・不利益となる行為をすること。

(就業時間)

第15条 役員の就業時間及び休日等に関しては、原則として職員と同一とする。ただし、24時間勤務の精神を持って業務を遂行しなければならない。

(欠勤・遅刻・早退・休暇等の連絡)

第16条 役員が欠勤・遅刻・早退等をする場合、及び休暇を取る場合には、事前に勤務する施設の総務部門を経由して理事長に連絡し、業務に支障のないよう努めるものとする。

## 第5章 役員報酬等

(役員報酬)

第17条 役員の報酬については、「役員報酬規程」を別に定める。

附則

この規程は平成28年3月11日より施行する。

